

## カネミ油症事件に関する主な出来事

- 1968年2月:カネミ倉庫製の米ぬか油の副産物  
ダーク油を配合した飼料で鶏が大量死した  
「ダーク油事件」発生（この時点で適切な対  
処がされていたらカネミ油症被害の拡大は無  
かったといわれる）
- 1968年10月:カネミ油症事件の新聞報道始まる
- 1969年2月:被害者が国・カネミ倉庫・鐘淵化学  
（現社名カネカ）を提訴
- 1972年:PCBの製造中止・回収の行政指導
- 1984年～85年:下級審の一部訴訟で国に勝訴、  
原告に仮払金が支払われる
- 1987年3月:原告が国への訴えを取り下げる
- 1996年6月:仮払金返還問題が表面化（\*別紙）
- 2001年6月:PCB廃棄物特別措置法制定
- 2001年12月:国会で「油症の原因物質はダイオ  
キシン類」と大臣答弁
- 2004年4月:油症被害者が日弁連へ人権救済の  
申し立て
- 2006年4月:日弁連が油症被害者の人権救済に  
ついて国・カネミ倉庫に勧告書、カネカに要  
望書を提出
- 2007年6月:仮払金返還免除特例法制定
- 2008年5月:新認定被害者がカネミ倉庫を提訴
- 2008年7月:厚労省が全国の認定患者を対象に  
健康実態調査を実施
- 2012年8月:カネミ油症患者に関する施策の総  
合的な推進に関する法律制定 国、カネミ  
倉庫、被害者の三者による定期的な協議の  
場が設けられるようになった
- 2015年6月:新認定訴訟 最高裁で上告棄却の  
決定

## 各地の被害者団体(アイウエオ順)

カネミ油症関東連絡会  
カネミ油症新認定訴訟原告団  
カネミ油症被害者高知連絡会  
カネミ油症被害者五島市の会  
カネミ油症被害者東海連絡会準備会  
カネミ油症被害者福岡地区の会  
北九州カネミ油症被害者の会  
グリーンアース  
田川被害者の会  
長崎市油症患者の会  
長崎本土地区油症被害者の会  
広島県カネミ油症被害者の会  
広島油症被害者の会  
油症医療恒久救済対策協議会  
油症被害者関西連絡会

## カネミ油症被害者支援センター YSC (Yusho Support Center)

ごみの焼却等から発生するダイオキシンの問題に取り組んでい  
たメンバーが、カネミ油症事件は「ダイオキシン被害」である事  
「事件がまだ解決していなかった」事に気づき、2002年6月  
に設立。会の運営は主に会費と寄付によって賄われています。

年会費:個人会員 3,000円 団体会員10,000円  
会員の方にはYSCニュース(年4回発行)の他、随時情  
報をお送りします。是非活動にご参加・ご協力ください。

\*\*\* 運営委員募集中! \*\*\*

郵便振替口座 00190-7-540436

加入者名:カネミ基金

事務局 東京都豊島区池袋3-30-8 みらい館大明

連絡先 090-9321-8607 (事務局長:伊勢)

## PCB・ダイオキシン被害

# カネミ 油症

●2018年改訂版●

天ぷら等の揚げ物で、直接大量のダイオキシン類を食べさせ  
られたのは人類初であり、半世紀を経た今も尚ダイオキシン  
が体内に残り、身体を蝕み続けている。次世代への影響も  
顕在化している。



## カネミ油症は 未だ終わっていない

カネミ油症被害者支援センター  
YSC (Yusho Support Center)

## カネミ油症事件

1968年に発覚。カネミ倉庫(株)が製造した食用米ぬか油に、製造工程で熱媒体として使用されていた鐘淵化学工業(株)(現カネカ)製のカネクロール400(PCB:ポリ塩化ビフェニール)が混入して起きた。福岡・長崎・広島など西日本一帯で多くの被害者が出た日本最大級の食中毒事件である。PCB工場の労働者に塩素ニキビや肝機能障害などの中毒症状が出る事は知られていたが、油症被害者は経口摂取であった事と、PCBの加熱によりダイオキシン類(PCDF)が生成(後に判明)したことにより、PCB中毒では見られなかった深刻な身体の異変に苦しめられた。

## 油症は病気のデパート

2018年現在、カネミ油症の根治療法は開発されていない。故原田正純医師が『油症は病気のデパート』と表したが、掻痒感を伴う皮膚疾患を始め、強い倦怠感、体中の痛み、突然の高熱等、現代医学ではその病状の診断がつかず、対症療法に頼るだけの事も多く、癌の発症率も高い。若者の突然死や自殺、体調悪化で職を失う、進学を諦める、差別により結婚がだめになる等油症によって多くの被害者が人生を狂わされてしまった。健康被害だけでなく差別などの社会的被害も大きい。被害者を更に苦しめているのは直接食べた人だけでなく、子どもや孫にまで同様の健康被害が出ている事である。

## 食中毒なのに「認定」?

食中毒事件では「原因食品を食べて症状が出れば被害者」であるが、カネミ油症事件では「認定」されないと被害者とは認められない。事件直後に九州大学に油症研究班が発足し、診断基準が作られ「認定」が行われてきた。1969年7月の



イラスト: 本間由紀子

国の集計では届出者数14627人のうちわずか913人しか認定されていない。2018年3月現在でも認定者数は2322名にすぎない。今も多くの被害者が「未認定」だ。

## 被害者への補償

事件から44年も経てようやく2012年「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が施行されたが、被害者が求めている医療費の公的支援などはなく、救済法と呼ぶには程遠い。他の公害や薬害などの補償と比較してみても大きな差がある(\*別紙)

## PCB(ポリ塩化ビフェニール)とカネカ・国

その利便性から「夢の化学物質」と呼ばれたPCB。国内の製造量の96%が鐘淵化学工業(現カネカ)高砂工業所で製造されていた。毒性が強く難分解性である等の理由から、製造は1972年に中止され、1974年には製造・輸入が禁止された。2001年にPCB処理特措法が成立したが、2018年現在も、その処理は半分程度しか進んでいない。所在不明分も多く、既に環境中にばら撒かれている。カネカ

は自社で製造した液状廃PCBの一部を焼却処理したものの、全国に出回っているPCBの処理費用に関して、会社独自の負担はしてはいない。処理施設建設から、処理費用まで、ほぼ国の予算で賄われているのが現状だ。国は、廃PCB処理には国家予算を投じているにもかかわらず、人体に入り込んだものや既に環境中に出してしまったPCBの処理対策は皆無に等しい。

今マイクロプラスチックによる海洋汚染が世界的に大きな問題になっているが、PCBは油と親和性が高いため石油から作られたマイクロプラスチックの表面に吸着され、さらに生物濃縮されていく。

カネカは事件当時の裁判原告の一部に対しては、見舞金としての支払いをしているが、その後の認定被害者等にも一切補償には応じていない。



PCB処理施設での作業着